

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 7 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 15 号

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年鴨川市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「33 万円」を「36 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。